

# 17. 鎌倉市図書館振興基金

鎌倉市図書館振興基金は、平成 23 年度に図書館開館100周年を迎えたことを記念して市民からの要望もあり設置いたしました。

## (1) 設立の経緯

鎌倉市の図書館は、明治 44 (1911) 年に設立され、平成 23 年 7 月に開館百周年を迎えました。この際、歴史を振り返る作業の中で、鎌倉の図書館の創設・発展には、その節目において市民の大きな支えがあったことが改めて確認できました。

鎌倉市の図書館は、「市民の育てた図書館」であり、さらに資料の収集も含め図書館の所有している鎌倉に関する貴重な郷土資料を後世に引き継いでいくことが市民にとっても重要であることも再認識されました。そこで、百周年という節目を契機にこれらの重要かつ貴重な資料を収集する事業などを推し進めるために「基金」を新設し、寄付金を募ることとしたものです。

## (2) 基金の使用目的

鎌倉市に関する貴重な資料の収集やそれらを大切に保管するための費用に使います。

鎌倉に関する貴重な資料とは、古地図・古絵図、在住の著名人から寄贈された蔵書やサイン本、近現代を知るための紙資料・古写真・絵葉書などです。

なお、平成 26 年度現在で基金の使用はありません。

## (3) これまでに寄附をいただいた金額

| 種別    | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度    | 平成 26 年度  | 計           |
|-------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 募金箱   | 5,269 円   | 137,170 円 | 107,532 円   | 69,159 円  | 319,130 円   |
| 振込 個人 | 94,000 円  | 450,000 円 | 973,200 円   | 198,000 円 | 1,715,200 円 |
| 振込 団体 | 21,122 円  | 91,000 円  | 94,000 円    | 70,000 円  | 276,122 円   |
| 利子    | 0 円       | 20 円      | 659 円       | 3,846 円   | 4,525 円     |
| 総額    | 120,391 円 | 678,190 円 | 1,175,391 円 | 341,005 円 | 2,314,977 円 |

## (4) 平成26年度に募金をいただいたみなさま

団体

- ・視聴覚協会
- ・図書館とともだち鎌倉様
- ・鎌倉を愛する会様

個人（許可をいただいた方のみ氏名を掲載。振込日順）

- ・田中 清 様
- ・山田 宗宏 様
- ・沓沢虎太郎 様
- ・田所小百合 様
- ・芳賀 秀友 様
- ・田中 寿人 様
- ・捧 一治 様
- ・石橋由紀子 様
- ・廣瀬 義輝 様
- ・目黒 建二 様
- ・山田 益宏 様

# 鎌倉市図書館基金設置条例

平成23年10月20日

条例第13号

鎌倉市図書館基金設置条例をここに公布する。

鎌倉市図書館基金設置条例

(趣旨及び設置)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実その他の図書館事業（以下「事業」という。）の振興を図るための財源に充てるため、鎌倉市図書館振興基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

**第2条** 基金への積立金は、事業に賛同して寄せられた寄附金その他の収入金をもって充てる。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。